

独立行政法人日本学生支援機構  
平成21年規程第21号  
最近改正 令和6年規程第7号

留学生交流支援制度（短期派遣）実施規程を次のように定める。

平成21年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構  
理事長 梶山千里

海外留学支援制度（協定派遣）実施規程

（目的）

第1条 この制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（以下「大学等」という。）が、諸外国及び諸地域（以下「諸外国等」という。）の学校（大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校に相当する諸外国等の学校をいう。以下同じ。）又は研究機関等と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき諸外国等の学校又は研究機関等へ短期間日本人学生等を派遣する場合に、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、当該学生に対して留学に係る費用の一部を奨学金及び渡航支援金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の大学等の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「派遣学生」とは、我が国の大学等（以下「在籍大学等」という。）が、諸外国等の学校又は研究機関等（以下「派遣先大学等」という。）との学生交流に関する協定等に基づいて、在籍大学等に在籍したまま、8日以上1年以内の期間、在籍大学等が実施する派遣プログラムにより派遣される日本人学生等で、この制度により奨学金及び渡航支援金の支援を受ける者をいう。

（派遣プログラムの申請要件）

第3条 この制度により、支援の対象となる派遣プログラムは、別に定める要件を全て満たすものとする。

（派遣学生の資格及び要件）

第4条 この制度により、派遣学生として支援を受ける資格を有する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 日本国籍を有する者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- (2) 在籍大学等の正規の課程に在籍する者
- (3) 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
- (4) 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、別記に定め

る方法で求められる在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上である者又はこれと同等と認められる者

- (5) 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者
- (6) 派遣先大学等所在国・地域への派遣プログラム参加に必要な査証を確実に取得し得る者
- (7) 派遣先大学等での留学期間を終了した後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者
- (8) 派遣プログラムの参加期間のうち、この制度の支給対象となる月において、給付奨学生（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2に規定する学資支給金を支給される者をいう。）でない者又は当該学資支給金の支給を停止されている者
- (9) 派遣プログラムの参加期間のうち、この制度の支給対象となる月において、業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可。以下「業務方法書」という。）第34条第4号に規定する海外留学支援制度（大学院学位取得型）又は第34条の2に規定する官民協働海外留学支援制度による支援を受けていない者
- (10) 他団体等から派遣プログラム参加のための奨学金（貸与の奨学金を除く。）を受ける場合は、その合計金額を本制度の支給月数で除した金額が、本制度による奨学金の月額を超えない者
- (11) その他理事長が必要と認める条件を満たす者

（支援の内容）

第5条 機構は、派遣学生に対し、業務方法書第34条第2号及び第35条に基づき、次の表のとおり奨学金及び渡航支援金を支給する。

給付内容	給付額	地域区分
奨学金	月額 100,000 円	指定都市
	月額 80,000 円	甲地方
	月額 70,000 円	乙地方
	月額 60,000 円	丙地方

備考 奨学金の地域区分については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）に定める区分によるものとする。

給付内容	給付額	要件
渡航支援金	160,000円	家計支持者（父及び母又はこれに代わって生計を維持する者）の年間収入について、給与所得のみの場合にあってはその額が300万円以下の者、給与所得以外の所得がある場合にあってはその総収入金額から必要な経費を控除した額が200万円以下の者
	130,000円	上記の要件を満たさない者で、機構が認め

た派遣開始日の時点で奨学生の支給予定期間が6ヶ月以上のもの

2 派遣学生に対する奨学生の支給期間は、在籍大学等が派遣学生を派遣する期間とし、支給対象となる月ごとに、一ヶ月の奨学生を支給する。ただし、1プログラムにつき十二ヶ月を超えないこととする。

3 渡航支援金は、支給対象者を同一のプログラムで複数回派遣する場合には、初回の渡航時にのみ支給するものとする。ただし、支給対象者を複数プログラムに派遣する場合には、プログラム毎に支給するものとする。

(派遣プログラム計画等の申請)

第6条 この制度に基づき、派遣先大学等へ派遣学生の派遣を計画し、派遣学生としての支援を希望する在籍大学等の長（以下「大学等の長」という。）は、派遣プログラムの計画等について、別に定める関係書類を取りまとめた上、理事長に申請するものとする。

(選考方針等の決定)

第7条 理事長は、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき別に設置する海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）実施委員会に諮り、派遣プログラムの選考方針並びにその採択及び奨学生支給割当て人数の決定のための審査基準等を審議の上決定する。

(派遣プログラムの審査、採否及び奨学生支給割当て人数の決定)

第8条 理事長は、組織運営規程第30条の規定に基づき別に設置する海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）選考委員会に諮り、前条の選考方針及び審査基準等に基づき、派遣プログラムを審査する。

2 理事長は、実施委員会に諮り、前項の審査結果を踏まえ、派遣プログラムの採否及び奨学生支給割当て人数を決定し、大学等の長に通知する。

(奨学生支給対象者の登録)

第9条 前条第2項の規定により奨学生支給割当て人数の通知を受けた在籍大学等は、割当て人数の範囲内で第4条に定める資格及び要件を満たしている者（以下「奨学生支給対象者」という。）を、別に定める方法により、機構に登録の申請をするものとする。

(派遣学生の承認及び通知)

第10条 機構は、前条の申請内容を確認し、承認の可否を在籍大学等に通知する。

(奨学生及び渡航支援金の支給)

第11条 派遣学生に対する奨学生及び渡航支援金の支給は、別に定める方法により、在籍大学等を通じて行う。

(実施結果等の報告)

第12条 大学等の長は、第8条第2項の規定に基づき採択された派遣プログラムの実施期間終了後速やかに、別に定める関係書類により、派遣プログラムの実施結果及び派遣学生の派遣状況等を理事長に報告するものとする。

(立入検査等)

第13条 理事長は、この制度の適正な実施のために必要があると認めるときは、在籍大学等に対してこの制度による派遣プログラムの実施状況等の報告を求め、又は機構職員に大学等の事務所又は事業場等に立ち入り、当該派遣プログラムの実施状況又は帳簿書類その他関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(是正のための措置)

第14条 理事長は、第12条の報告、前条の検査の結果その他相当の理由により、この制度による派遣プログラムの実施状況が適正でないと認めるときは、当該派遣プログラムを是正するための措置をとるべきことを大学等の長に対して命ずることができる。

(派遣プログラムの募集停止)

第15条 理事長は、在籍大学等が、偽りその他不正の行為を行った場合、別に定めるところにより当該行為の判明した年度の翌年度から起算して5年以内で相当と認められる期間、在籍大学等に対する海外留学支援制度（協定派遣）の募集を停止し、派遣プログラムの申請を受け付けない措置を行うものとする。ただし、当該措置を行った場合であっても当該行為が判明した以前に採択された派遣プログラムについては奨学金支給対象者の登録の申請を受け付けるものとする。

(事務処理)

第16条 この制度に係る事務は、留学生事業部海外留学支援課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(短期留学推進制度（派遣）実施規程の廃止)

2 短期留学推進制度（派遣）実施規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第21号）は廃止する。

(経過措置)

3 施行日前の短期留学推進制度（派遣）により平成20年度短期派遣留学生として採用され、平成22年2月まで海外へ短期留学する学生については、施行日以降、留学生交流支援制度（短期派遣）にて支援する。

(留学継続特別奨学金による特例)

4 第5条の規定にかかわらず、機構は、派遣学生に対し、令和4年度一般会計補正予算（第2号）において、留学継続支援に要する費用の補助として措置された財源により、別に定める奨学金を支給することができる。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第1号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第7号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第18号）

この規程は、平成23年6月24日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第8号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第14号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年7月3日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の規定は、平成25年度以降に新たに実施する留学生交流支援制度（短期派遣）による支援について適用し、平成24年度に開始した留学生交流支援制度（短期派遣）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第8号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前の留学生交流支援制度（短期派遣）により、施行日の前日において奨学金の給付を受けていた者で、施行日以後引き続き奨学金の給付を受ける者については、施行日以降、海外留学支援制度（短期派遣）にて支援する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第10号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の規定は、平成27年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（協定派遣）による支援について適用し、平成26年度に開始した海外留学支援制度（短期派遣）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第5号）

この規程は、平成29年3月29日より施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の規定は、平成30年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（協定派遣）による支援について適用し、平成29年度に開始した海外留学支援制度（協定派遣）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の規定は、令和2年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（協定派遣）による支援について適用し、平成31年度に開始した海外留学支援制度（協定派遣）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第25号）

この規程は、令和2年10月2日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第7号）

この規程は、令和5年4月1日から施行し、改正後の附則第4項の規定は、令和5年1月6日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第7号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 別 記

### 成績評価係数の算出方法

下表により「成績評価ポイント」に換算し、下の計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）する。

なお、履修した授業について単位制を探らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出する。

	成績評価				
	一	優	良	可	不可
4段階評価(パターン1)	—				
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100~80点	79~70点	69~60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{成績評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{成績評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{成績評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{成績評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$